

令和3年11月市議会定例会総務委員会資料

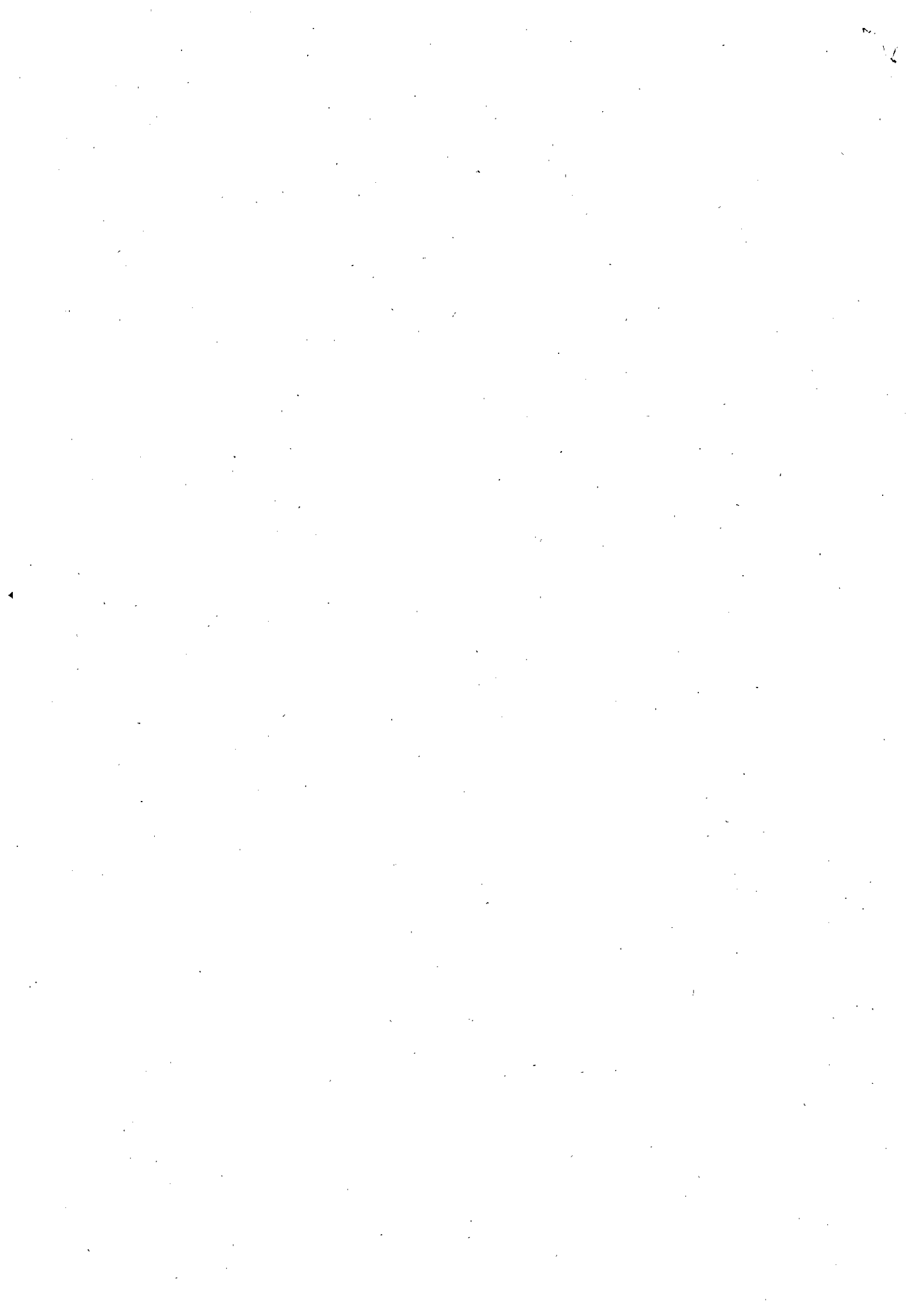
第131号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第18号）

目次

人事給与・庶務事務システムサーバ等賃借	1ページ
---------------------	------

総 務 部

令和3年11月



債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
84～85	人事給与・庶務事務システムサーバ等賃借	令和4年度から 令和9年度まで	千円 56,056

1 債務負担行為の目的

半導体の供給体制がひっ迫し、IT機器の供給に遅れが生じるなどの情報が得られている中、新たな人事給与・庶務事務システムの構築のために令和3年度中に借入開始としているサーバ等賃借に関し入札に応じる業者がない場合、令和4年度初期の借入開始とする再度入札を可能とするように令和4年度から令和9年度までの賃借に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
10,277	11,211	11,211	11,211	11,211	935	56,056

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 56,056	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 56,056

4 スケジュール

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6～	R5.1	R5.2
システム構築業務委託	構築業務受託者決定		契約					システム構築					庶務事務システム稼働予定	人事給与システム稼働予定
サーバ等賃借 (現行スケジュール)				公告	契約予定				借入開始予定					
サーバ等賃借 (応札者がいなかった場合)						公告	契約予定				借入開始予定			